

告 示

埼玉県告示第三百九十一号

県営土地改良事業北川辺地区（かんがい排水事業）の工事を平成二十八年五月二十五日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和二年四月十四日

埼玉県知事 大野 元裕